

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

包括的支援体制整備における評価枠組みの構築に関する実践研究
—4自治体における評価活動事例からの考察—

研究分担者 清水 潤子 武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師

研究要旨:

本研究は、重層的支援体制整備事業を実施する4自治体において、包括的な支援体制整備の評価枠組みの構築に向けた伴走型評価支援を行い、その実践的有用性を検討したものである。参加型アクションリサーチの枠組みのもと、滋賀県高島市・福井県坂井市では約3年間、宮崎県都市では約2年間、滋賀県長浜市では約1年間の評価活動を通じて包括的な支援体制整備に係る関係主体が成果やプロセスをどのように捉え直し、実践に反映していくのかを分析した。その結果、評価活動は単なる測定手段にとどまらず、関係主体間の学習や価値の共有、実践の方向づけを促すプロセスとして機能していることが明らかとなった。本研究から得られた知見は、包括的な支援体制整備のように複雑かつ多面的な政策領域において、従来の行政評価の枠組みを補完・再編する実践的視座を提供するものである。

A. 研究目的

包括的な支援体制整備は、その政策的特性から、評価の対象・範囲・目的が多層的に広がり、従来の行政評価や政策評価の枠組みでは十分に捉えきれない側面を有している。他方で、説明責任の遂行や実践の改善、さらには各自治体の状況に即した体制整備の推進を図るためには、成果のみならず、その形成過程を含めた評価のあり方を検討することが求められる。

本研究は、重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)を実施する自治体を対象に、体制整備の進展をどのように評価できるのかを明らかにすることを目的とする。とりわけ最終年度にあたる本年度は、これまで構築を進めてきた評価枠組みの妥当性や実践的有用性を検討するとともに、評価の実施過程が関係主体の評価観や組織のあり方にいかなる影響をもたらすのかについても、実証的に整理することを目的とする。

B. 研究方法

本研究は、令和5年度・6年度までの取り組みを継承しつつ、研究者と自治体をはじめとする関係主体が協働して進める参加型のアクションリサーチとして実施した。これまでの検討により、包括的な支援体制整備の評価においては、個別事業の成果にとどまらず、組織運営やガバナンスといった体制的側面

を含めた評価設計の必要性が示唆されている。また、評価を実用的に機能させる観点や、関係者が学びを重ねながら実践を展開していく発展的な視点、さらには価値判断を参加的に行うことの意義についても重要な論点として位置づけられてきた(清水 2024a; 清水 2024b; 清水 2025)。

加えて、行政実務においては、目標管理やKPIに基づく振り返り型の評価が主流である一方、計画段階から評価を組み込み、目的に即して継続的に見直しを行う形成的評価の実践には必ずしも十分に浸透していない状況がみられる。そのため、本研究では、関係主体の評価に対するレディネスを踏まえつつ、評価の場を単なる検証の機会にとどめず、相互の学習や事業改善に資するプロセスとして位置づけるとともに、既存の関連事業との接続を意識した評価活動の設計についても検討を行った。

最終年度となる本年度は、これまで継続的に伴走してきた滋賀県高島市および福井県坂井市に加え、新たに滋賀県長浜市において伴走支援を開始し、複数自治体における評価枠組みの適用と調整の過程を比較的に検討した。また、宮崎県都市における実践も含め、評価の実施過程において生じた具体的な変化やエピソードを収集し、それらが関係主体の認識や組織運営に与えた影響について分析を行った。

なお、研究者は「評価伴走」という形で実践に関与し、評価枠組みの提案、対話の場の設計・運営、助言等を通じて関係主体と協働的に枠組みの構築・運用を進めた。ただし、本研究において研究者は外部評価者として独立的に価値判断を下す立場にはなく、あくまで評価プロセスの設計と実践を支援する立場から関与している。

（倫理面への配慮）

本研究においては、国立保健医療科学院の研究倫理審査委員会(承認番号:NIPH-I BRA#23030)および武蔵野大学人間科学部研究倫理審査委員会(承認番号:2024-18-02および2025-02-01)において承諾を得た。

C. 研究結果

以下、各自治体における研究内容・結果について報告する。

（ア）滋賀県高島市

滋賀県高島市においては、令和5年度より、重層事業における分野別相談支援センター連絡会を基盤として、相談支援体制の整備状況の評価するモデルの構築に取り組んできた。評価の理論的基盤としては、参加・協働型のプログラム評価を参照し、令和6年度末までに策定したロジックモデルに基づいてアウトカム指標を設定し、アンケート調査を実施した。

令和7年度は、追加的なデータ収集を行うとともに、令和6年度に収集したデータとあわせて分析を行い、その結果をもとに2回のワークショップを実施した(2025年8月22日、同年10月20日)。これらのワークショップでは、ロジックモデルおよびアウトカム指標の策定に関与した連絡会メンバーが参加し、収集データの解釈を共同で行ったうえで、包括的な支援体制整備の現状について5段階評価を試みた。

なお、アウトカム指標の設計段階において、初期値や目標値の設定が困難であったこと、またこれまでアウトカムに基づく現状把握の実践が十分に蓄積されていなかったことを踏まえ、本年度は参加者による主観的評価(「とても良い」から「とても良くない」までの5段階)を起点とし、その判断理由を相互に検討する方法を採用した。

ワークショップの結果、ロジックモデルに位置づけられたアウトカムのうち、専門職間の連携や関係性の形成については概ね評価が一致した一方、住民と専門職、あるいは住民同士の関係性に関する項目については評価が分かれる傾向がみられた。こうした差異の背景について議論を深めた結果、アウトカムと指標の対応関係の不整合や、評価対象の設定の妥当性に関する課題が指摘され、

評価枠組みの改善に向けた示唆が得られた。

さらに、2025年12月18日には、3年間の伴走支援の総括として最終ワークショップを実施し、本年度の評価活動の結果を踏まえた今後の枠組みの改善方針や、異動の多い行政組織における評価活動の位置づけについて意見交換を行った。また、同時にフォーカスグループディスカッションを実施し、これまでの評価プロセスが参加者の評価観や能力、ならびに体制整備の実践に与えた影響について聞き取りを行った。

同市では、令和6年度に第5次地域福祉計画の中間見直しが行われており、「地域生活つむぎあいプロジェクト」の実効性を検討する評価枠組みとして、本研究における成果の活用が検討されている。また、インタビュー調査からは、管理職層を中心とした連絡会においてはアウトカムの共有が比較的図られやすい一方で、今後は各分野の現場レベルにおいてもロジックモデルを参照した評価的な視点を取り入れ、既存事業と体制整備との関係性を整理していく必要があるとの認識が共有された。

（イ）福井県坂井市

福井県坂井市においては、自治体との協議を踏まえ、「地域づくり」を中核に据えた体制整備の評価枠組みの構築を目的として、令和5年度より評価伴走を実施してきた。

令和6年度には、地域住民や地域福祉・地域づくりに関わる多様な主体の参画のもと、評価枠組みの構築を進める過程で、セオリ・オブ・チェンジや原則に基づく評価といった枠組みの導入を試みた。しかし、地域福祉の複雑性や住民主体性を重視する観点からは理論的整合性が認められる一方で、実務における運用可能性の観点からは活用の難しさが指摘された。このため、これらの課題を踏まえ、評価枠組みをロジックモデルとして再構成し、それに基づいて評価指標案を検討する方法へと移行した。

令和7年度は、こうした検討を踏まえて作成された指標案および既存の自治体調査の整理結果をもとに、アンケート調査を実施し、地域の現状把握を行った。ロジックモデルおよび指標の精緻化は最終年度においても継続的課題として残されたため、体制整備全体を直接的に把握するデータの取得には至らなかったが、地域住民の孤独・孤立に関する認識や地域活動への関与意識等について、今後の検討に資する基礎的情報を得ることができた(アンケートの実査や分析に関しては、坂井市が独自で実施したが、調査の設計に関しては、本事業がアドバイザーとして関与した)。

また、2026年2月3日には、これまでの評価活動に関与してきた関係者とともに調査結果

の共有と検討を行った。参加者には地域で活動する住民や実践者が含まれており、自らの活動をロジックモデル上のアウトカムと関連づけて捉え直すとともに、調査結果の改善に向けた今後の取り組みの方向性について意見交換が行われた。

さらに、3年間にわたる評価活動を通じて、多様な主体との対話が促進されたことにより、行政側からは、これまで十分に把握されてこなかった地域住民の活動実態や社会福祉協議会の取り組みの意義、ならびに福祉部門にとどまらない市民協働・まちづくり分野との関係性に対する理解が深まったとの認識が示された。

同市では、複数の計画を統合する福祉保健総合計画に基づく評価が実施されているが、現状では主として実績報告にとどまり、横断的な枠組みによる評価が十分に行われていないという課題がある。包括的な支援体制整備は、こうした計画横断的な連携や関係性の形成を促進するものであり、本研究で検討してきたアウトカムおよび指標の精緻化を進めることで、次期計画における基盤的枠組みとして位置づけていく方向性が共有されている。

(ウ) 宮崎県都城市

宮崎県都城市においては、地域づくりを基盤とした包括的な支援体制整備の評価枠組みを検討する点で福井県坂井市と共通する側面を有する。他方で、本市の取り組みは、評価の主体や対象を専門職に限定せず、住民に最も近接する組織やネットワークにおいて評価を位置づけ直す点に特徴がある。すなわち、包括的な支援体制整備を専門職によるサービス提供体制としてではなく、住民組織同士や、住民組織と専門職との関係性の中で形成されるガバナンスの問題として捉え、その形成過程自体を評価の対象とする試みである。

令和6年度末までに、住民および専門職が参加するワークショップを3回実施し、その成果として「令和版地区社協構想」の素案が作成された。この過程は、地区社協活動に関わる住民と、それを支援する社会福祉協議会職員や行政等の専門職が、地域福祉活動の価値や意義を再認識し、活動の方向性に関する共通理解を形成するプロセスとして機能した。ここでは、評価は既存の活動を外在的に測定するものではなく、関係主体が価値や意味を共有しながら実践を再構成していく営みとして位置づけられる。このような観点から、本研究ではMost Significant Change (MSC) を援用し、語りや経験の変化に着目した質的モニタリングを行った。

令和7年度は、地区地域福祉活動計画の策定年度にあたり、全15地区においてMSC

を組み込んだ計画策定プロセスを展開した。令和6年度の時点では、MSCを計画策定に活用する方向性は必ずしも明確ではなかったが、同年度に実施したフォーカスグループインタビュー（2025年5月26日および8月5日実施）の結果から、MSCを用いた地区社協構想づくりのプロセスが、地域福祉活動の価値や意義に出会い直す契機となり、属性を超えた視点の共有や、協働・連携の担い手間における認識の調整を促進する機会として受け止められていたことが確認された。こうした評価経験は、とりわけ地区社協活動を支援する市社協職員にとって、MSCが地域福祉活動の計画や評価と高い親和性を有する手法であるとの認識を形成する契機となったと考えられる。

各地区では、「令和版地区社協構想」を参照しつつ、5回の策定委員会を通じて、活動の方向性や重点的な取り組みについて検討が行われた。本プロセスにおいては、市社会福祉協議会がサポーターおよびファシリテーターとして関与したことから、MSCの手法に関する研修（2025年5月26日）を実施するとともに、実際の策定会議への参画を通じたOJTによる支援を行った（2025年8月4日・9月26日）。

さらに、研究者は各地区の会議にアドバイザーとして関与し、MSCを活用した対話の進行や記録方法について支援を行うとともに、策定される活動計画が将来的な評価にも資するものとなるよう、「令和版地区社協構想」との対応関係を意識した記述の整理や形式の検討について助言を行った（2025年12月9日の研修、および伴走期間全体を通じて実施）。こうした伴走過程を通じて、評価は特定の主体が実施する活動としてではなく、地域における実践の意味づけや方向づけを支えるプロセスとして位置づけられる可能性が示唆された。

(エ) 滋賀県長浜市

滋賀県長浜市においては、令和7年度より評価伴走を開始した。本市の取り組みは、宮崎県都城市の事例と同様に、包括的な支援体制整備をいわゆる行政や専門職の福祉領域に限定せず、多機関連携や地域づくりの観点から捉え直そうとする点に特徴がある。一方で、本評価伴走のカウンターパートとなった長浜市社会福祉協議会においては、従来の連携が福祉分野内部にとどまりがちであったことから、福祉を越えた領域との接続を志向した実践の展開が課題として認識されていた。

こうした問題意識のもと、同市では令和5年度より「福祉とデザイン研究会」を実施している。同研究会は、福祉分野の実践者とデザイナー等の異分野の担い手をつなぐ枠組みと

して、インクルーシブデザインの知見と実践を取り入れながら、協働による事業開発および伴走支援を行うものである。その一方で、こうした先駆的実践の価値をどのように捉え、外部に説明可能な形で示すかという点については明確な評価枠組みが存在せず、実践の価値を言語化・可視化する必要性が課題として共有されていた。

令和7年度は、5月以降、伴走者と社協の地域福祉課職員との協議を重ねるとともに、6月12日には研究会に参加する障害当事者およびデザイナーへのヒアリングを実施した。これらの結果に加え、過去の成果報告書等の資料を踏まえて分析を行い、8月25日に研究会参加者に対して、これまでの実践の歩みにおける価値や成果の言語化を試みた。さらに、8月から12月にかけて、ワークショップにおける議論の内容や、これまでの成果報告書や公開資料等を整理・分析し、12月末には伴走者から「福祉とデザイン研究会」における7つの価値に関する試案を提示した。

提示された価値軸は、事業を主管する担当者にとって一定の妥当性を有するものであったが、今後これを評価や実践の指針として活用していくためには、社会福祉協議会職員や研究会参加メンバーを含む関係主体間での共有し、合意形成に向けて進めていくことが課題として位置づけられた。このため、2026年3月9日には、伴走に関わる社会福祉協議会職員を対象として、これらの価値軸の妥当性を検討するとともに、これまでの伴走過程を振り返りながら、自らの関与がいかなる価値創出に寄与してきたのかを検討するリフレクション型ワークショップを実施した。

同ワークショップでは、従来は事業実績や実施内容を中心とした振り返りが行われてきたのに対し、「伴走」という視点から実践を再解釈する機会が提供された点が特徴的であり、参加者からは肯定的な評価が得られた。なお、本研究事業は令和7年度をもって終了するが、「福祉とデザイン研究会」は今後も社会福祉協議会の自主事業として継続される予定である。今後は、本年度に導出された価値軸を精緻化し、モニタリング指標や成果指標として活用可能な形へと発展させていくことが課題として位置づけられている。

E. 結論

本研究は最終年度にあたり、各自治体における評価活動のプロセスを振り返るとともに、これまで構築してきた評価枠組みの実践的有用性および限界について整理を行った。本研究における評価活動は、包括的な支援体制整備に関わる多様な主体を評価の担い手として位置づけ、参加型のワークショップを通じて評価枠組みを構築・運用していく過程に、研究者が伴走的に関与するという点で共

通している。

4自治体の事例を通じて明らかになったのは、評価活動が単に成果を測定・検証する手段として機能するのではなく、関係主体が目指すべき体制整備の方向性や、その背後にある価値を相互に確認し、再構成していくプロセスとして機能していた点である。すなわち、多様な関係者による協働型評価の実践は、評価対象の明確化や指標設定にとどまらず、関係主体間における認識の共有や意味づけの調整を促進し、実践の方向づけそのものに影響を及ぼすものであった。そして、このような取り組みを通じて、元来評価は資金提供者等の上向きのアカウンタビリティに応えるものとして認識されていたきらいがあるが、単に上向きのアカウンタビリティに限らず、共に地域における課題や価値創造に向き合う主体・プレイヤーが相互のアカウンタビリティを果たすためのガイダンス(例:ロジックモデルをはじめとする各種評価活動の成果物)を提供し、かつこのプロセスがそれぞれの主体の相互理解を深める役割を果たしていたと考察できる。

また、各事例において評価活動に参加した主体の属性や役割は異なるものの、複数年度にわたる継続的な関与を通じて、量的・質的データに基づく対話と解釈の積み重ねが行われていた。このようなプロセスは、評価指標の改善や枠組みの精緻化に寄与するだけでなく、参加者自身の評価観や実践に対する理解を変容させる契機となっており、評価活動が学習的機能を有することが示唆された。この点は、これまでの参加型評価や協働型評価の先行研究(Amo & Cousins 2007 ; 源 2016など)とも合致する結果となった。

さらに、伴走期間の違いに着目すると、長期的に評価伴走を実施した自治体においては、評価活動の成果を個人の経験にとどめるのではなく、組織的な実践としていかに定着させるかが重要な論点として浮上していた。特に、行政組織においては人事異動が頻繁に行われることから、評価の知見や実践を属人化させず、制度や計画との接続を通じて組織的に埋め込んでいく必要性が強く認識されていた。実際に、本研究の成果は、高島市における地域福祉計画の中間見直しや、坂井市における福祉保健総合計画の評価枠組みへの接続といった形で、制度的な位置づけを得つつある。

以上を踏まえると、本研究が示した評価実践の特徴は、①評価の実用性を重視した評価の主体性の形成(従来の評価専門職や、福祉・行政専門職限定されない評価の担い手の形成)、②評価対象の拡張(成果や実績のみならず、関係性やガバナンス形成過程を含む評価)、③評価機能の拡張(上向きのアカウンタビリティのための測定から、学習・

意味生成への展開し、それを実践へと役立てていく)という三点に整理できる。これらは、包括的な支援体制整備のように複雑かつ多元的な政策領域において、従来の行政評価の枠組みを補完・再編する実践的視座を提供するものである。

一方で、本研究で構築された評価枠組みは、各自治体の文脈に依拠したものであり、一般化可能性や他地域への適用可能性については今後の検討課題として残されている。また、協働型評価自体が介入性を帯びており、本研究がアクションリサーチという特徴を持っていることから、伴走者・研究者の関与の度合いや内容が大きく研究の結果・成果にも影響していることを加味する必要がある。このことと関連して、評価活動の成果が長期的にどのように組織や地域の実践に定着し、かつ影響を及ぼしていくのかについても、継続的な追跡が必要である。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

清水潤平・松本道也・清水潤子(2026)「多職種協働型による包括的な支援体制の評価実践—高島市における重層的支援体制整備事業を活用した多職種連携の取組を通じて—」『地域福祉実践研究』17, 印刷中.

清水潤子(2026)「第6章6 価値に根差した協働型令和版地区社協構想づくり」大橋謙策監修, 上野谷加代子・南友二郎編著『自治公民館と社会福祉協議会が綾なす地域福祉実践—都城市社会福祉協議会の挑戦—』ミネルヴァ書房. 印刷中.

2. 学会発表

清水潤子・清水潤平・松本道也・永田祐「多職種協働型による包括的な支援体制整備の評価枠組みの構築—高島市における実践と評価のプロセス活用の実例—」日本地域福祉学会第39回大会(2025年6月29日)

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 参考文献

Amo, C., and Cousins, J. B. (2007) Going through the Process: An Examination of the Operationalization of Process Use in Empirical Research on Evaluation, New Directions for Evaluation, 2007 (116), 5-26.

源由理子編(2016)『参加型評価—改善と変革のための評価実践』晃洋書房.

清水潤子(2024a)「包括的な支援体制整備の評価

枠組み構築に向けた自治体評価伴走支援の取り組み」、『評価クォーターリー』、71、21-38

清水潤子(2024b)「包括的支援体制の体制整備の

評価枠組み構築に向けた実践研究—滋賀県高島市と福井県坂井市での伴走型評価支援から—」、『厚生労働科学研究成果データベース 202301018A

清水潤子(2025)「包括的な支援体制の体制整備

の評価枠組み構築に向けた実践研究—3自治体における伴走型評価支援から—」、『厚生労働科学研究成果データベース 202301018A

清水潤子(2025)「包括的な支援体制の体制整備

の評価枠組み構築に向けた実践研究—3自治体における伴走型評価支援から—」、『厚生労働科学研究成果データベース 202301018A

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

茨城県東海村:包括的支援体制の構築に向けた評価プロセスとその効果に関する研究

研究分担者 榊原 美樹 明治学院大学社会学部 教授

研究要旨:本研究は、包括的支援体制の構築における評価活動のあり方を検討するとともに、その評価プロセスが関係者および組織にもたらす影響を明らかにすることを目的とする。東海村において、ロジックモデルを基盤とした評価の仕組みを構築し、指標設定、データ収集、および対話を通じた価値判断を含む評価プロセスを実施した。

本研究では、関係者が主体的に関与する参加型評価の枠組みを採用するとともに、評価過程における学習や認識変容に着目するプロセス活用の視点から考察を行った。その結果、評価は単なる成果測定にとどまらず、実践の意味づけや関係性の再構築を促進するプロセスとして機能することが確認された。

他方で、関係性やつながりといった側面の測定の困難性や、評価活動の持続可能性に関する課題も明らかとなった。本研究は、包括的支援体制における評価を、対話と学習のプロセスとして位置づける視点の有効性を示すとともに、その実装に向けた課題を提示するものである。

A. 研究目的

本研究は、包括的支援体制の構築に向けて必要となる評価活動のあり方を明らかにするとともに、その評価プロセスが参加者および組織に与える影響を検討することを目的とする。

包括的支援体制は、複数の部門や機関が連携しながら形成されるものであり、その実効性を高めるためには、単なる事業評価にとどまらず、関係者間の共通理解や協働関係の形成を促す評価の枠組みが求められる。本研究では、このような問題意識に基づき、評価活動を関係者が主体的に関与する参加型のプロセスとして設計した(源 2016)。

さらに、評価の活用、とりわけ評価過程における学習や認識変容といった、いわゆる「評価のプロセス活用」(Michael Quinn Patton 1997)に着目し、評価プロセス自体がもたらす効果について検討を行った。

B. 研究方法

本研究は、東海村行政および東海村社会福祉協議会の実務担当者、評価の専門家、研究者から構成されるコアメンバー会議と、関係各課の職員による推進ワーキング委員会において実施された。

評価活動は、前年度に構築されたロジックモデルを基盤とし、①評価枠組みの整理、②指標の設定、③データの収集・分析、④対話を通じた価値判断、という段階を踏んで展開された。特に価値判断の過程においては、数値データの解釈をめぐる対話を重視し、関係者間で評価の意味を共同的に構築する方法を採用した。

また、本研究は、研究者が評価プロセスの設計

および運営に関与するアクションリサーチとして実施されており、その関与がもたらす影響も含めて分析を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は、明治学院大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施された(承認番号:SW24-06)。また、研究代表者および東海村、東海村社会福祉協議会との間で覚書を締結し(2024年11月1日付)、その合意に基づき研究を遂行した。

C. 研究結果

本研究では、包括的支援体制の構築を評価するための枠組みとして、ロジックモデルを基盤とした評価の仕組みを整備し、それに基づく指標設定、データ収集および価値判断のプロセスを実施した。以下では、①評価の仕組みの構築内容、②包括的支援体制の進展の把握方法、③実施過程で明らかとなった課題、④評価プロセスがもたらした効果、の4点について整理する。

1) 評価の仕組みの構築内容

本研究では、前年度に設定された共通目標をもとに、スーパーゴール、最終アウトカム、中間アウトカム、直接アウトカムから構成されるロジックモデル(図1)を、評価の基盤として位置づけた。

最終アウトカムとしては、「村民誰もが、つながりを実感でき、互いに認め分かち合い、自らの望む生き方ができる」という状態が設定された。これを実現するための中間アウトカムとして、①支援者が対話を通じて互いに理解し合い、領域を超えて連携できる関係性が構築されていること、②村民誰にも参加の場と役割があり、どこかでつながり受け入れ

合える地域となっていること、の2つが位置づけられた。さらに、それらを具体化する直接アウトカムとして10項目が整理され、それぞれに対応する活動・取組が各課の事業と関連づけられた。

これにより、包括的支援体制の全体像と各事業の位置づけが可視化され、個別事業は共通目標に向けたプロセスとして再構成された。また、このロジックモデルは、関係者間の共通理解を形成する「共通言語」として機能し、暗黙的であった支援のあり方を言語化する役割を果たした。

2) 包括的支援体制の進展の把握方法

本研究では、上記ロジックモデルに基づき、直接アウトカムごとに指標を設定し、それらの変化を通じて包括的支援体制の進展を把握しようとした。推進ワーキング委員会での議論を通じて、10の直接アウトカムのうち5項目を重点項目として設定し、具体的な指標の整理を行った。

例えば、支援者間の連携に関しては、情報共有システムの利用状況や関係機関との連携件数等が指標として設定された。また、地域における参加とつながりに関しては、居場所の数や参加者数といった量的指標が設定された(表1)。

しかし、評価の実施過程においては、これらの指標によって把握される内容には限界があることが明確となった。例えば、連携機関数については、多ければよいというのではなく、ケースに応じた適切な連携のあり方を考慮する必要があることが共有された。さらに、地域における居場所に関する指標については、把握されていない活動が存在する可能性や、「居場所」の定義が曖昧であることによる測定上の困難も明らかとなった。

このように、包括的支援体制の評価においては、量的指標を設定しデータを収集するのみでは十分に捉えきれない側面が多く存在することが確認された。そのため、本研究では、数値データに加えて、関係者による対話を通じた価値判断を重視する評価方法を採用した。具体的には、指標ごとの数値変化を踏まえつつ、その意味や背景について参加者間で議論を行い、評価を多面的に解釈したうえで、5段階によるレーティングを試みた(表2)。

この過程において、数値の背後にある実践の文脈や質的側面が共有され、量的指標のみでは把握しきれない側面を含めて評価対象を捉えることが可能となった。

3) 評価指標設定の課題

本研究における評価の仕組みの構築過程では、評価指標の設定に関して複数の課題が明らかとなった。

第一に、指標の妥当性および測定可能性に関する課題である。包括的支援体制のように複雑で、関係性に依拠する対象については、適切な指標の設定自体が容易ではなく、既存データでは把握できない側面も多い。

第二に、データ収集および整理に伴う実務的負担である。とりわけ、各課における事業の洗い出しや指標データの収集は、担当者にとって一定の負担感をもたらしていることが確認された。

第三に、評価結果の解釈に関する共通理解の形成である。数値と実態との乖離をどのように捉えるかについては、継続的な対話と、それを通じた指

標の見直しが不可欠であり、評価を一過性の作業ではなく継続的なプロセスとして位置づける必要がある。

さらに、支援者視点からの評価のみならず、当事者の実感をどのように把握するかも、今後の課題として挙げられた。

4) 評価プロセスがもたらす効果

本研究では、評価プロセスがもたらす効果が多層的に確認された。

第一に、ロジックモデルに基づく評価枠組みの整備により、包括的支援体制の全体像と各事業の位置づけが明確化された。最終アウトカムと、それを支える中間・直接アウトカムが体系的に整理されたことにより、重層的支援体制整備事業が特定部署のみの取組ではなく、全庁的な取組であるとの認識が形成された。

第二に、評価プロセスを通じて参加者の認識および関係性に変化が生じた。自らの業務の位置づけに加え、庁内および社会福祉協議会の業務への理解が深まり、部署間の連携可能性が意識されるなど、協働の基盤強化がみられた。また、重層的支援体制整備事業が、住民支援のためだけでなく、支援者を孤立させないための制度でもあるという視点が共有された。

第三に、評価そのものに対する捉え方にも変化がみられた。従来の「数字の報告作業」ではなく、自らの活動の価値や意義を外部に示す「意味づけ」のツールとして再認識されるようになった。

なお、これらの変化は主として推進ワーキング委員会の参加者において確認されたものであるが、東海村社会福祉協議会において「包括的な支援体制を目指した3年間の取組報告書」が作成され、1月に対外的な報告会が実施されたことを通じて、ロジックモデルおよび評価の枠組みが外部へ共有され、包括的支援体制への理解が広がる契機も生まれている。

ただし、現時点では、評価活動の影響が組織全体や地域住民にまで十分に浸透しているとまでは言えず、今後の継続的な展開が求められる。

D. 考察

本研究で構築した評価の仕組みは、包括的支援体制のような多主体・多層的な実践を対象とする評価において、ロジックモデルを基盤とした構造化が有効に機能していることを示している。とりわけ、スーパーゴールから直接アウトカムに至る階層的整理は、抽象的になりがちな政策目標と現場の具体的実践との接続を可能にし、個別事業の位置づけを明確化する装置として作用した。この点は、評価を単なる成果測定の枠組みにとどめず、実践の意味づけを支える認識枠組みとして位置づけるうえで重要である。

一方で、包括的支援体制を「何をもって測るのか」という問いに対しては、本研究の実践を通じて、量的指標のみに依拠した評価の限界が明確に示された。連携の質や関係性の変化、地域におけるつながりの実感といった側面は、単一の指標によって把握することが困難であり、複数の視点からの解釈を必要とする。この点において、本研究で採用した対話を通じた価値判断のプロセスは、指標の限界を補完し、数値の背後にある実践の文脈を

可視化する方法として一定の有効性を有していたと考えられる。

また、このような評価のあり方は、参加型評価の考え方とも整合的である。評価の設計および実施に関係者が関与することにより、評価は外部から与えられるものではなく、関係者自身が意味づけを行う共同的な営みとして再構成される。本研究において、ロジックモデルの作成や指標の解釈をめぐる対話を通じて、参加者の間に共通理解が形成され、相互の実践に対する認識が変化したことは、この点を裏づけるものである。

さらに、本研究は評価のプロセス活用の観点からも一定の示唆を与える。評価の過程において、参加者が自らの業務の位置づけを再認識し、他部署との関係性を捉え直す経験を得たことは、評価が単なる結果利用にとどまらず、学習と組織変容を促す契機として機能しうることが示している。

他方で、課題も残されている。第一に、指標の設定およびデータ収集の困難性は、包括的支援体制のような複雑な対象に対する評価に固有の問題であり、評価の精緻化には質的情報の体系的な取り込みが不可欠である。第二に、評価活動に伴う実務的負担は、評価を持続的实践として定着させるうえでの制約要因となりうる。したがって、評価を既存の業務プロセスとどのように接続するかが重要な検討課題となる。

さらに重要なのは、評価の波及範囲に関する課題である。東海村においては、行政・社会福祉協議会の範囲を超えてロジックモデルが共有される機会は始まりつつあるものの、その効果を持続的な実践変容へと結びつけるためには、より広範な主体の関与を促す仕組みが必要である。とりわけ、包括的支援体制の本質が地域における関係性の構築にあることを踏まえると、今後は行政内部にとどまらず、庁外の関係機関や地域住民を含めた評価の枠組みを検討していく必要がある。

また、本研究は研究者および評価専門家が評価プロセスに伴走的に関与するアクションリサーチとして実施された点にも特徴がある。研究者・評価専門家の関与は、評価の構造化および対話の促進に寄与した一方で、その成果はこの関与と一定程度不可分であったとも考えられる。したがって、他地域への適用にあたっては、評価の枠組みのみならず、伴走支援のあり方を含めた検討が必要である。

E. 結論

本研究は、包括的支援体制の構築に向けた評価のあり方について、東海村における実践を通じて検討したものである。ロジックモデルを基盤とした評価の仕組みを導入し、指標に基づくデータ把握と、対話を通じた価値判断を組み合わせることにより、包括的支援体制の進展を多面的に捉える試みを行った。

その結果、評価は成果の把握にとどまらず、関係者間の共通理解の形成や、実践の再解釈を促すプロセスとして機能しうることが示された。

一方で、関係性やつながりといった側面の測定には限界があり、量的指標のみに依拠した評価の困難性も確認された。加えて、評価の継続的实施に伴う実務的負担や、参加主体の限定性といった課題も残されている。

以上を踏まえると、今後は、質的情報を含む多元的な評価手法の整備とともに、評価を日常の実践として組織内に定着させる仕組みづくりが求められる。また、より広範な主体の関与を通じて、評価を共通の学習基盤として活用していくことが重要である。

本研究は、評価を対話と学習のプロセスとして位置づける視点の有効性を実践的に示すとともに、その実装に向けた論点を提示した点において、評価実践および評価研究に一定の示唆を与えるものである。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

【参考文献】

源由理子編(2016)『参加型評価－改善と変革のための評価実践』晃洋書房。

Patton, M. Q. (1997). *Utilization-Focused Evaluation: The New Century Text*. Guilford Press.

スーパーゴール

地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまち
（第4次東海村地域福祉計画 基本理念）

最終アウトカム

村民誰もが[※]が、「つながりを実感でき、互いに認め分かち合い、自らの望み生き方ができる」
（※注記：「村民誰もが」とは、支援者や行政・社会などあらゆる関係者を含む）

中間アウトカム（共通目標）

- 【望ましい連携の仕組み】
支援者が、対話を通じて互いに理解し合い、
領域を超えて連携できる関係性が構築されている
- 【地域のあり方】
村民誰にも参加の場と役割があり、
どこかでつながり受け入れあえる地域になる

達成アウトカム

- 支援者が固りごに気づき、相手の立場に立て受け止めることができる
- 支援者が、SOSを出せない人を確実に支援につなぐことができる
- 支援者が、困りごとを抱える世帯や社会資源の情報と共有できている
- 村民が、適切な情報についてつなぐことができ、活用することができる
- 村民や支援者が、互いを理解し、剛度の枠に捉われず協力し合うことができる
- 村民や支援者が、社会に参加できる場を創出し、つなぐことができる
- 村民が、自由に集い、気軽に居る場所がある
- 村民が地域に積極的に関わり、活動する仲間が増える
- 村民が、地域で困っている人に気づき、困りごとを受け止め、支援へのつなぎや困りごとの受け止めができる
- 村民が、「変えられる側」という関係を越えて尊重される

区分	直接アウトカム	指標	誰から 【報告課】	いつ	どこで どうやって	具体的に何を確認するか 【報告内容】	単位
望ましい連携の仕組み	支援者が、困りごとを抱える世帯や社会資源の情報を共有できている	まるとナビアクセス数	保険課	年度末	システム集計	・まるとナビ（アクセス数）	件
		のびのび子育て帳アプリ	子育て支援課	年度末	システム集計	・のびのび子育て帳アプリ（ダウンロード数）	件
		相談支援システム入力件数	総合相談支援課、社会福祉協議会	年度末	システム集計	・相談支援システム（入力件数）	件
		ソーシャルサポートネットワーク協力者数（さいえんプラン）	地域福祉課、総合相談支援課、社会福祉協議会	年度末	各課データ集計	・ソーシャルサポートネットワーク「さいえんプラン」（協力者数）	人
	村民や支援者が、互いを理解し、制度の枠に捉われず協力し合うことができる	重層のケース支援に関わった相談支援機関の数	社会福祉協議会	年度末	各課データ集計（重層的支援会議）	・重層のケース支援に関わった相談支援機関の数（重層的支援ケースのプランに入っている機関の数）	機関
		包括的相談支援事業者の意識変容・連携の変化（のりしろの広がり）	包括的相談支援事業者	年度末	アンケート調査	※アンケート調査（相談支援機関） ・あなただけの機関の連携先機関の数は？（リストに○をつける、その他） ・制度上やらなければならないケース以外で、対応したケースはありますか？（事例）	機関

(1) 望ましい連携の仕組みの評価結果概要

直接アウトカム	価値判断 結果	主な判断理由
支援者が、困りごとを抱える世帯や社会資源の情報を共有できている	総合：4	・ まるっとナビは、アクセス数の倍増を、裾野の拡大として高く評価した。
村民や支援者が、互いを理解し、制度の枠に捉われず協力し合うことができる	総合：3	・ 重層支援に関わった機関数について、「数が多い＝良い」とは限らず、専門職のスキル向上により少数で解決できるケースも肯定的に捉えるべきという洞察が得られた。

直接アウトカム	価値判断 結果	主な判断理由
村民や支援者が、社会に参加できる場を創出し、つながることができる	総合：4	・新しい試みが1アクションあった。 ・利用者の増加、協力機関の増加はプラス評価
村民が、自由に集い、気軽に話せる場所がある	総合：3	・把握できていない活動がある ・多少の新陳代謝は評価できるが新しい取り組み自体はそれほど増えていない ・居場所のカウンターの仕方など実績判断において偏りがある
村民が、「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて尊重される	総合：4	・福祉に関する講座や教育の実施回数・利用実績は増えており、住民の興味関心の向上に対して対応できているが、実際の効果の面では見えづらい面もある

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

栃木県日光市:包括的支援体制整備における地域支援の評価システム構築と実装に関する研究

研究分担者 榊原 美樹 明治学院大学社会学部 教授

研究要旨:本研究は、包括的支援体制整備において重要な位置を占める「地域づくりに向けた支援」の評価手法を検討することを目的として、栃木県日光市を対象に、コミュニティワーク記録を基盤とした地域支援評価システムの構築と実装に関する研究を行った。前年度に整備した記録・評価の基盤を踏まえ、ロジックモデルの精緻化、各地区の文脈に応じた Theory of Change(変化の仮説)の作成、評価指標および評価シートの設計、行政的説明責任と実践改善を接続する評価運用モデルの検討を進めた。

その結果、地域支援の成果を把握するための評価枠組みが具体化されるとともに、評価をめぐる検討プロセスを通じて、行政・社会福祉協議会における認識や行動の変化が生じたことが確認された。

本研究は、包括的支援体制整備のような複雑かつ多面的な政策領域において、評価を単なる成果測定ではなく、関係主体間の学習と協働を促進する仕組みとして位置づける実践的知見を示すものであり、他自治体にとっても参考となる可能性がある。

A. 研究目的

包括的支援体制整備事業においては、相談支援、多機関協働、参加支援と並び、「地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境整備」が重要な柱となっている。こうした地域づくりに向けた支援は、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、社会福祉協議会職員等によって担われているが、その成果や価値を適切に評価する方法は、いまだ十分に確立されていない(榊原 2024)。

地域支援実践は、成果が長期的・間接的に現れやすく、地域条件によって成果構造も異なる。また、信頼関係の構築や住民主体の形成など、定量化しにくい価値を多く含むことから、従来の行政評価の枠組みでは十分に把握しにくい側面がある。他方で、とりわけ公的財源により実施される事業においては、説明責任や成果の提示も求められる。

前年度研究では、日光市においてコミュニティワーク記録を活用した評価システムの基盤整備を行った。今年度研究では、その成果を踏まえ、実際の業務運営や行政の評価の仕組みと接続し、持続可能な評価システムおよびその運用モデルを構築することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、研究者と自治体・社会福祉協議会(以下、社協)等の関係主体が協働して進める参加型アクションリサーチとして実施した。研究者は外部評価者として一方的に判断を下すのではなく、評価専門家とともに、評価プロセスの設計、対話の場の形成、評価枠組みの提案、助言等を通じて伴走的に関与した。

日光市社協、日光市行政担当課、研究者、評価専門家による協働体制のもと、年間10回の評価システム検討会議(行政の参加はうち2回)を開催し、地域支援のロジックモデル作成、評価指標の検討、行政評価との接続方法、評価シート設計、次年度以降の運用体制等について継続的に協議した。

また、社協の地区担当職員が参加する評価ワークショップを3回、オンラインミーティングを2回実施し、各地区の実践成果の整理、Theory of Change(変化の仮説)の作成、指標の妥当性検証、評価シートの試行を行った。なお、評価ワークショップのうち、年度末の3回目は、リフレクション・カンファレンスとして、各地区の実践報告と要因分析を通じた当該年度の取組の振り返りを実施した。

あわせて、年度末に行政・社協のコアメンバーから、評価プロセスを通じて生じた変化や、実行可能性・有効性等に関する振り返りシートの提供を得た。

(倫理面への配慮)

明治学院大学の研究倫理審査委員会において、本研究の実施に関する承認を得た(承認番号:SW 24-06)。また、研究代表者及び日光市、日光市社協との間で研究協力に関する覚書を締結し(2024年11月1日付)、その合意事項に基づき研究を実施した。

C. 研究結果

1) 記録を基盤とした評価システムの整備

前年度に導入した、kintone上でのコミュニティワーク記録を基礎データとして活用し、評価システムとの接続を進めた。活動内容、対象、働きかけ、成果等を記録し、それらを評価実施時の基礎情報として活用することで、地域支援の成果を実践記録に基づいて検討する基盤が整備された。

2) 地域支援ロジックモデルの精緻化

市全体の地域支援実践について、日光市地域福祉計画の理念をスーパーゴールとして、中長期アウトカム、短期アウトカム、アウトプット、活動、スキルから構成されるロジックモデルを整理した(図1)。ワークショップでの検討を経て、長期アウトカムとして「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会が実現できている。」を設定し、中間アウトカムとして、①地域住民等が地域の生活・福祉課題に主

体的に取り組んでいる、②多様な人や組織がつながり、地域課題に柔軟に対応できている、③制度の狭間にある人（支援が行き届きにくい人）が地域資源によって支えられている、の3項目を整理した。さらに、その下位に10の短期アウトカムを位置づける構造として体系化した。

なお、住民の主体的取組について、無関心層、活動者層、実践者（リーダー）層に分け、住民参加の段階的变化として成果を把握する枠組みを構築した点は、本ロジックモデルの特徴の一つである。また、包括的支援体制の構築に向けた地域支援の貢献を明示する観点から、「制度の狭間にある人が地域資源によって支えられている」を中間アウトカムとして設定した点も特徴といえる。

3) 行政評価との接続

行政との協議を進める中で、行政は公的財源により実施する事業があるため、説明責任や定量的成果を重視する傾向が確認された。一方、社協・地域ワーカーはコミュニティワークの技術を用いた実践を行うことから、基盤形成、信頼醸成、住民変容等の質的価値を重視する傾向が確認された。そのため、量・質の両者を表示できるよう、短期アウトカムおよびアウトプットの水準に指標を設定し、コミュニティワーク記録等も活用しながら、定量的成果も含め、成果を報告できるようにする方針が取られた。

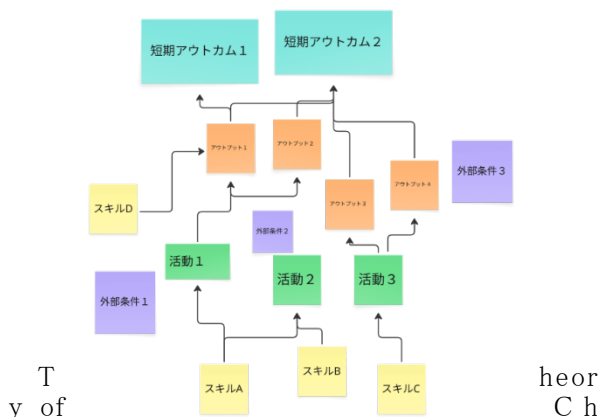
また、社協における実践改善には、4)で述べるTheory of Change（変化の仮説）等の質的記述を含む計画・評価シートを用いることとし、ロジックモデルとTheory of Changeを組み合わせた二層構造の評価システムの方向性が共有された。

短期アウトカムに対応する評価指標として、新たな活動参加者数、新規協力者数、活動継続状況、担い手の意欲変化、住民との協働事例数等について検討した。また、年度当初目標、中間振り返り、期末評価、要因分析を記載する評価シート案を作成し、実務で活用可能な様式整備を進めた（表1）。

4) 地区別Theory of Changeの作成

内部の実践改善を目的として、各地区において、地域課題と資源を踏まえ、どのような働きかけを通じて変化を生み出すかを整理するTheory of Changeを作成する方針が選択された（図2）。

図2 Theory of Changeの形式例



ロジックモデル等によるリニア（単線的）な課題解決の可視化に対し、より複雑な社会課題と、その解決に至る道筋や前提となる理論を示すためのツールである。

Theory of Changeの作成が必要となる背景には、人口構成、地理条件、既存活動、担い手状況など、多くの条件が地区ごとに異なるため、市全体の共通モデルや共通方策のみでは十分に対応できないことがある。また、地域課題の見立てと変化の仮説構築そのものが、コミュニティワークの中核的实践であることも確認された。

5) 研究プロセスが行政・社協にもたらした変化

以上のような評価システム構築に向けた研究プロセスを通じて、行政・社協双方に一定の変化が確認された。

行政においては、本研究プロジェクトへの参加・関与が主としてコアメンバーに限られていたことから、組織全体の意識変革にまで直ちに至ったとは言い難い。しかし、参加した担当者の間では、評価やコミュニティワークに対する理解が深まり、その知見を庁内会議等で共有する動きがみられた。また、バックキャストを意識した事業設計や、次期介護保険事業計画へのロジックモデル導入など、計画行政への波及も確認された。

社協においては、コミュニティワークの評価枠組みが具体化しつつあり、ワーカー自身が実践を振り返る機会の増加、専門性の向上、活動起点からアウトカム起点への思考転換がみられた。

さらに、行政と社協のコアメンバーによる継続的な協議を通じて、定量的成果と定性的成果のすり合わせが進み、相互の役割理解や目標認識の共有が一定程度進展したといえることができる。

D. 考察

本研究は、地域支援の評価を事後的な成否判定としてではなく、実践過程の改善と学習につなげる形成的評価として具体化した点に意義がある。評価を通じて現場職員が、目標、実践、成果、課題の関係を再認識し、次年度の実践へ活かす循環が生まれたことは重要である。

また、地域支援の成果として、住民が無関心な状態から主体的参加へと至る変化過程を成果概念として整理したことは、地域福祉実践評価を検討するうえで新たな視点を示すものである。従来、把握が難しかった参加の質、協働の成熟、主体形成といった価値を、評価の対象として位置づけた点は、今後の実践評価を考えるうえで意義がある。

さらに、市全体のロジックモデルと地区別Theory of Change（変化の仮説）を組み合わせたことにより、標準化と個別化を両立する評価設計が可能となった。地域福祉実践は地域条件に大きく左右されるため、このような複線的な評価モデルは、他自治体にとっても参考となると考えられる。

加えて、本研究で確認された行政と社会福祉協議会の相互理解の進展は、評価を媒介とした協働体制形成の可能性を示している。包括的支援体制整備の推進においては、制度部門と地域実践部門の価値観や成果認識を調整することが重要であり、本研究はそのための実践的示唆を与えるものといえる。

一方で、課題も残されている。第一に、評価の理

解や活用が主として担当者層にとどまっており、組織全体の文化として定着するにはなお時間を要する。第二に、住民の意識変化や信頼形成等の中核的成果を、継続的かつ簡便に把握する方法はなお発展途上である。第三に、研究者や外部専門家による伴走支援の知見をいかに内部化し、自走可能な運用体制へ移行するかが、今後の重要課題である。

E. 結論

日光市における本研究は、包括的支援体制整備における地域支援の評価を、事業の進捗・実績管理から、地域づくりにおける質的变化を捉える学習的评价へと転換する試みであった。

その成果として、コミュニティワーク記録を基盤とする評価運用、地域支援ロジックモデル、地区別Theory of Change(変化の仮説)、評価シート、指標体系、リフレクションの仕組み等が具体化された。

また、評価をめぐる検討プロセスを通じて、行政と社会福祉協議会の相互理解が進み、包括的支援体制整備を協働で推進する基盤形成が進展したことも重要な成果である。

今後は、担当者交代を見据えた運用手法の確立、行政庁内への浸透、地域福祉計画・地域福祉

活動計画との接続等を進めることで、持続可能な評価システムとして発展していくことが期待される。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

【参考文献】

榊原美樹,2024,「地域支援におけるワーカー行動記録作成の意義と継続条件」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』164,113-134.

田辺大・内田浩史,2022,「社会課題の可視化とセオリー・オブ・チェンジ」国民経済雑誌,226(1):71-95

図1 日光市社会福祉協議会 コミュニティワーク実践ロジックモデル

日光市社会福祉協議会コミュニティワーク実践ロジックモデル (2026-2030)

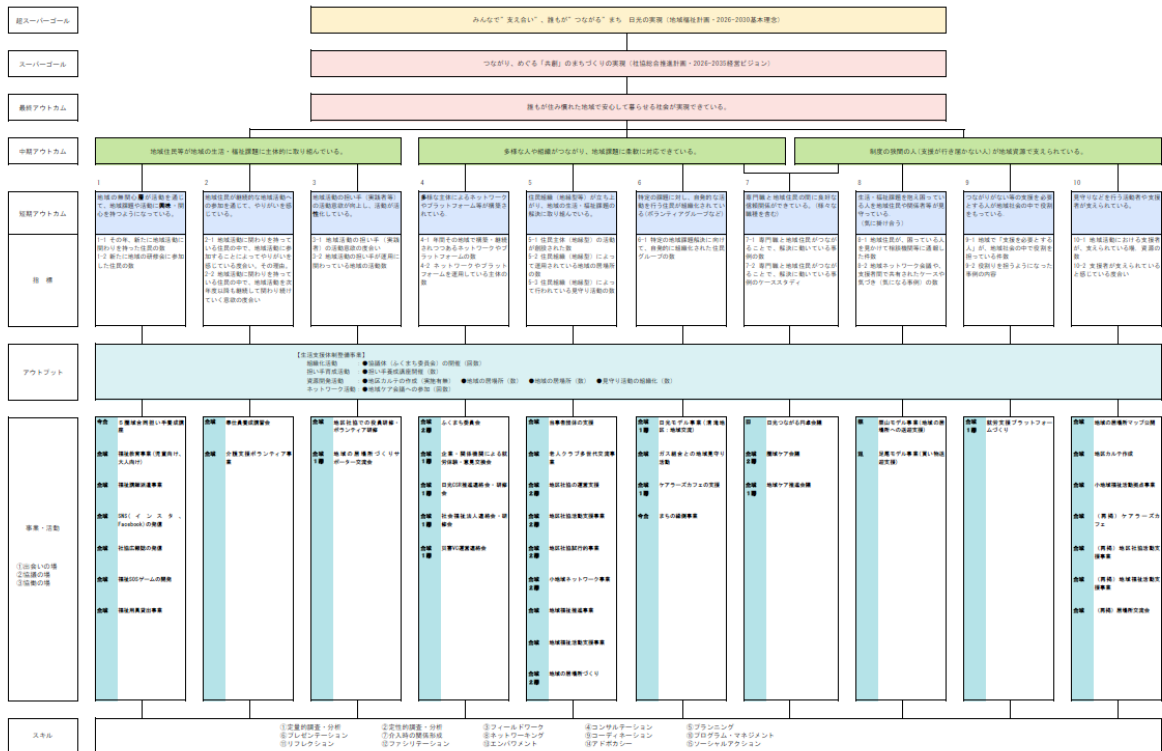


表1 評価表フォーマット

当初目標の設定		中間評価		期末評価	
全体目標と指標（ブルダウメニュー）	各地区の達成基準	達成状況	達成状況の詳細（中間目標値に対して）と要因分析	達成状況	達成状況の詳細（期末目標値に対して）と要因分析
		1. 達成 2. 概ね達成 3. 一部達成 4. 達成困難		1. 達成 2. 概ね達成 3. 一部達成 4. 達成困難	
短期アウトカム（書き換え）	年度開始時の値				
	中間目標値				
主な活動とアウトプット	期末目標値		現時点での課題と次の手		現時点での課題と次の手

①

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

愛知県豊田市・岡山県倉敷市:包括的な相談支援体制の形成的評価に関する研究

研究分担者 黒川 文子 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授

研究要旨:本研究では、大規模自治体(中核市規模)における評価枠組みを検討するにあたり、中核市の自治体の包括的な相談支援体制に着目し、主に形成的評価を行った。豊田市においては、令和6年度に実施した相談支援関係者全数を対象とした質問紙調査の分析結果を、令和7年度重層的支援推進研修 支援会議研修において報告し、形成的評価の重層実施計画等への反映について検討を行った。倉敷市では、豊田市の形成的評価を参考に相談支援に関するニーズ評価を令和7年11月から12月にかけて実施し、対象者341名中305名の回答が得られた(回収率89.4%)。倉敷市が重視してきた相談支援の課題「世帯全体を意識した支援」等に対する現状評価からは、ポジティブな回答が多く見受けられたが、所属分野によって「分からない」との回答も見受けられ、分野を越えた連携経験についても、分野によって他機関との連携経験者の割合に違いがあり、相談支援の体制整備のあり方や今後の研修への重要な示唆が得られた。

A. 研究目的

包括的な支援体制の中でも、市町村の分野を超えた「相談支援体制」を整備するにあたり、多機関が包括的に相談を受けとめ協働していく仕組みづくりやその改善のための評価の重要性は認識されながら、特に相談支援関係者が多く調整が複雑な大規模自治体では参加型の「評価活動」が極めて難しい。

本研究は、大規模自治体(中核市規模)における評価枠組みを検討するにあたり、主に包括的な相談支援体制の整備に重点的に取組まれてきた豊田市および倉敷市に着目し、今後の相談支援体制整備の改善や検討につながる知見を得ることを目的とした。

B. 研究方法

豊田市は、令和5年度に実施した相談支援を行う関係機関の実践者へのインタビュー調査(黒川ら2024)の分析結果をもとに、令和6年度実施した相談支援関係者全数を対象とした質問紙調査を実施し(黒川ら2025)、令和7年度は、調査結果の分析をもとに、これら形成的評価の活用について検討を行った。

倉敷市は、形成的評価(安田 2011, Carol 1998)を行った豊田市(黒川ら2025)を参考に、相談支援関係者からみた体制整備の現状と課題を整理することとした。特に支援機関同士の協働の実態やその課題を実証的に検証し改善に取り組むための評価についての学術的な蓄積は不十分であることから、倉敷市が課題として取り組んできた課題①「世帯全体を意識した支援」、課題②「支援

者を孤立させない相互理解の風土の醸成」、課題③「民間団体等支援団体とのつながりづくり」についての現状をはじめ、自身の所属機関の分野以外の支援機関との連携(つながった／つながらなかった等)経験の有無、相談支援の体制整備に必要なこと等について、自由記述も含め回答を求めた。さらに、相談支援に携わる人材に必要な力についてや、人材配置、人材育成、意見交換や検討の機会がもたれているか、マインドの醸成がされているか等についての現状も尋ねている。質問紙調査は、令和7年11月から12月にかけて実施し、対象者341名中305名の回答が得られた(回収率89.4%)。

(倫理面への配慮)

本研究は、同志社大学社会学部・社会学研究科倫理審査委員会の承認(申請番号2024_0013)、愛知淑徳大学福祉貢献学部倫理委員会(25-3)の研究倫理審査委員会の承認を得た上で実施した。

質問紙調査においては、市役所担当者より関係機関の管理者等に対して書面にて説明を行った上で実施し、質問紙調査への協力は任意であるとともに、すべて統計的に扱うこととした。よって、回答をもって同意したものとみなすこととしている。

C. 研究結果

豊田市では、令和7年6月に令和7年度重層的支援推進研修 支援会議研修において令和6年度に実施した質問紙調査の分析報告を行い、同8月に重層的支援体制整備事業の主管課担当者および社会福祉協議会

担当者とともに、評価の専門家(武蔵野大学清水潤子講師)からロジックモデルおよびMSC(清水 2024 ; 源 2016など)について理解を深め、それらの援用についての検討を行った。その後、ロジックモデルを援用し課題を整理した上で、豊田市地域福祉計画等(重層実施計画含む)の計画内容へと反映された。

倉敷市では、重層的支援体制整備事業の主に「包括的相談支援事業」の役割を担う機関(高齢者支援センター、地域基幹相談支援センター、地域活動支援センターⅠ型、子育て支援センター、地域子育て支援拠点、生活自立相談支援センター、社会福祉協議会、行政機関)の相談支援関係者の本調査対象者数341名中、305名からの回答を得ることができた(回収率89.4%)。機関により対象者数の偏りはあるものの、各機関の多くの協力を得ることができた。

課題①「世帯全体を意識した支援」について、現状として意識した支援ができていないについて、そう思う／ややそう思う／あまり思わない／思わない／分からない(知らない)の5択で尋ねたところ、そう思うおよびややそう思うのポジティブな回答が約45%、あまり思わないおよび思わないのネガティブな回答と分からない(知らない)の回答がそれぞれ約26~27%であった。自由記述からは、組織間の連携体制や専門職の配置の確立や意識の変化を評価する回答があった一方で、行政の縦割り構造や個別支援の限界をあげる回答が見られた。所属機関別でみると、子ども分野の約6割が分からない(知らない)と回答しており、自由記述からも情報不足等の課題が見受けられた。

課題②「支援者を孤立させない相互理解の風土の醸成」についても概ね課題①と同様の回答傾向となった。自由記述からは、研修や事業を通じて良い変化がみられるとの回答がある一方で、業務負荷による余力不足や認識不足を指摘する回答が見られた。また、分からない(知らない)と回答した理由については、連携の機会がないことがあげられており、分野によって連携の機会がないことが明らかになった。

課題③「民間団体等支援団体とのつながりづくり」については、課題①および②に比べ、ポジティブな回答が減り、分からない(知らない)との回答が約4割弱であった。子ども分野に分からない(知らない)の回答者が多いことは課題①および②と変わらないが、他の分野においても分からない(知らない)との回答者が3割を超えており、自由記述からは、意欲の欠如よりも情報不足の課題が明らかになった。

自身の所属機関の分野以外の支援機関との連携(つながった／つながらなかった等)

経験の有無については、高齢、障害、子ども、生活困窮、社会福祉協議会、行政機関(各窓口等)等の16の機関等についてそれぞれ尋ねたところ、自身の所属先である者と無回答を除き、228から264の回答が得られた。全体の傾向として、特に子ども分野の回答者では「つながりたいケースがなかった」と回答した者が8割を超えた機関(他分野)もあり、他分野との連携経験が少ないことが明らかになる等、分野によって他機関との連携経験者の割合に違いがあることが明らかになった。しかし、個別にみると、子育て支援センターと生活困窮分野とは互いに7割以上の回答者がつながった経験があると回答し、さらに生活困窮分野と障害分野は互いにつながった経験がある者が5割を超えており、生活困窮分野は他の分野に比べ他機関との連携経験者が多くいることが明らかになった。

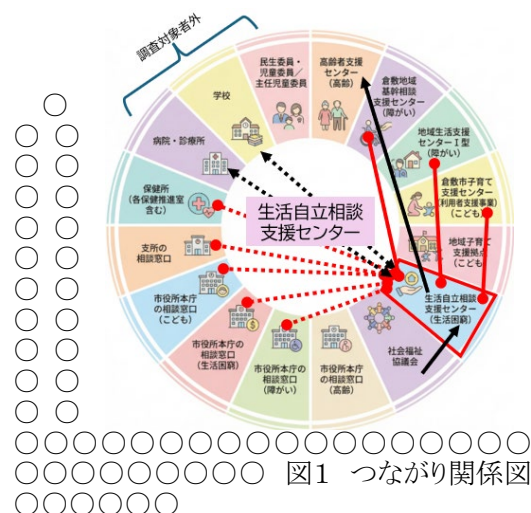


図1は、生活自立相談支援センターを基準として回答者のうち5割(半数)が「つながった/つながったことの方が多い」と回答した関係性を図に示したものである。一方向の矢印は、一方の機関所属者のうち5割以上が矢印先の機関とつながった経験あることを示し、実線でつながれているのは、双方の機関所属者の5割以上がつながった経験あることを示している。点線については、行政機関から当該機関へつながった経験の詳細は分からない点や本調査の調査対象外のため一方向しか見られなかった結果を考慮して示している。

このように、機関ごとに整理することで、大まかな機関同士のつながり状況を可視化することができた。これらは、評価活動において現状把握から課題を見出し改善につなげるためのコミュニケーションツールであり、今後これらを用いてより深い解釈と必要な研修等について検討を行う。

D. 考察

豊田市においては、3年目の今年度は、2年目までの形成的評価の枠組みで把握した包括的な相談支援体制の現状を、その後の活用へと進め、ロジックモデルを援用した豊田市独自のモデルが所管課を中心に示され、豊田市地域福祉計画や重層実施計画へと反映がなされた。相談支援関係機関および相談支援関係者が多い大規模自治体の参加型評価の困難さを抱えながらも、情報収集方法の併用と内部の関係者の参加(インタビュー調査と質問紙調査の併用および市役所担当者との協働による調査票作成)により、ニーズ評価、セオリー評価と続くプログラム評価(Rossiら 2004)の視点を用いた大規模自治体の参加型評価の可能性を広げたと考えられる。さらに、実際に評価の実践を新たに計画に反映させたという点に一定の意義が認められる。

倉敷市においては、災害マネジメントの経験を活かし相談支援体制の整備に取り組まれている中で、プログラム評価の出発点であるニーズ評価から評価活動をスタートした。課題①～③それぞれ、所属分野によって回答に違いがみられたが、課題①②の自由記述を含む結果からは、属人的な部分が残っており、「断られない」現場、「意識は変化した」が、情報共有に課題がある現場、「縦割りの壁」や「余裕がない」現場が混在している可能性が見受けられ、今後こうした課題について、どのような研修を行うべきなのかといった次の評価活動の段階へと進める示唆が得られた。さらに、つながった／つながらなかった経験の調査結果からは、つながった経験の内容、つながらなかった経験の内容にまでは踏み込めていない質問紙調査の限界はありながらも、相談支援関係者の連携経験を可視化することができた点は、一定の成果と言える。しかし、先に述べたとおり、評価活動においては、ニーズ評価は出発点であり、調査結果を活用し、さらに改善に向けデザインしていくことが求められる。その展開については、今後の課題であり、継続して検討していく。

E. 結論

本研究は、大規模自治体(中核市規模)における評価枠組みを検討するにあたり、中核市の自治体の包括的な相談支援体制に着目し、主に形成的評価を行った。相談支援関係機関および相談支援関係者が多い中で、参加型の評価をいかにして実践できるのかという点については、何をもって参加型と言えるのかという課題は残しながらも、情報収集方法を複数併用し、できるかぎり多くの関係者からの声を拾う形での質問紙調査の設計を丁寧に行うことが重要であり、その後の行政計画等への調査データ・調査結果の活用、

そして計画策定への反映や研修内容等に活かしていくというプロセスが展開できたこと(今後展開していく道筋が得られたこと)は、大規模自治体の評価の実践にある一定の示唆を与えるものであったと考えられる。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし

I. 参考文献

Carol H.Weiss(1998)EVALUATION Methods for Studying Programs and Policies 2nd edition(=2014, 佐々木亮監修, 前川美湖・池田満監訳『入門評価学 ―政策・プログラム研究の方法―』).

黒川文子・安藤亨・永田祐(2024)「愛知県豊田市:包括的な相談支援体制の形成に関する研究」、厚生労働科学研究成果データベース 202301018A

黒川文子・安藤亨・永田祐(2025)「愛知県豊田市:包括的な相談支援体制の形成的評価に関する研究」、厚生労働科学研究成果データベース 202301018A

源由理子編(2016)『参加型評価―改善と変革のための評価の実践』晃洋書房.

Rossi,P.H., Lipsey,M.W. & Freeman,H.E.(2004)EVALUATION:A Systematic Approach SEVENTH EDITION, Sage Publications, Inc.

清水潤子(2024)「包括的な支援体制整備の評価

枠組み構築に向けた自治体評価伴走支援の取り組み」、『評価クォーター』、71、21－38

安田節之(2011)『プログラム評価 対人・コミュニティ援助の質を高めるために』新曜社.

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

重層的支援体制整備事業の評価指標案の作成と評価活動プロセスに関する研究

研究分担者 川村 岳人 立教大学 准教授

本研究は、政令指定都市・北九州市における包括的支援体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業に関する取り組みの評価活動を通じて、各区における事業の実施状況や課題を可視化するためのロジックモデル案を構築し、評価指標の検討に向けた基盤を整理することを目的とした。まず、実務を担当する全7区の担当係長へのヒアリングを行い、本事業の実施体制に関する実態把握を試みた。その上で、事業を先行して実施してきた一部の区を対象としたワークショップを通じて、ロジックモデル案の構築を進めた。評価指標の検討に向けては、MSC (Most Significant Change) を援用して実践上の重要な変化を把握するとともに、ロジックモデルを用いて活動・成果・目指す地域像のつながりを構造化した。今後は、ロジックモデル案を活用しながら、重層的支援体制整備事業の取り組みの改善や実施計画の見直しに資する評価指標の検討を進めていくことが求められる。

A. 研究目的

北九州市は政令指定都市であるため、重層的支援体制整備事業(以下、「重層」)導入後は、本庁と区(支所)という二つの組織によって実施されることになる。また、2008年より導入された市の独自事業「いのちをつなぐネットワーク」(以下、「いのちネット」)は、重層の理念を一部先取りするような画期的なものであったが、時間の経過とともに課題も顕在化しており、いかにしてこの事業の課題を整理し、重層として位置づけていくかが問われることになる。本年度は、北九州市における包括的支援体制の構築に向け、重層の実施状況や課題を可視化するとともに、各区における取り組みの振り返りや改善の検討に資するロジックモデル案を構築し、評価指標の検討に向けた基盤を整理することを目的とした。

B. 研究方法

研究方法として、実践と研究を一体的に行うアクションリサーチの手法を用いた。具体的には、行政および重層の受託団体の職員、評価活動の専門家、研究者からなる評価チームプロジェクトチームを組織化し、打ち合いを繰り返しながら取り組みを進めた。具体的にはまず、全7区の担当係長を対象にヒアリングを実施し、重層の実施体制や運用上の課題に関する実態把握を行った。次に、事業を先行して実施してきた八幡東区および八幡西区を対象として、複数回の評価ワークシ

ョップを実施した。ワークショップでは、ケースレビュー、ロジックモデル案の構築、評価指標の検討に向けた論点整理を段階的に進めた。また、評価指標の開発にあたっては、MSC (Most Significant Change) を援用し、関係者が実践のなかで経験した重要な変化を事例として持ち寄り、その意味を共同で解釈する方法を取り入れた。さらに、ロジックモデルを用いて、活動、成果、目指す地域像の関係性を整理・構造化した。

(倫理面への配慮)

北九州市に本研究の目的・内容に関して説明を行い、研究成果の公表を行うことについて書面で同意を得たうえで研究を行った。

C. 研究結果

本年度の研究結果として、第一に、全7区の担当係長へのヒアリングを通じて、重層の実施体制に関する実態把握を行うことができた。各区においては、従来、いのちネットの取り組みが実施されていたが、これまでの課題も踏まえながら、重層としてどのように読み替え、位置づけ直すのか、さらには重層を活用して何をを目指すのかというビジョンを関係者間で協議し、共有する必要があることが明らかとなった。そのため、各区の現状や課題を共通の枠組みで整理し、可視化していく必要性が確認された。

第二に、八幡東区・八幡西区における評価ワークショップを通じて、事例の振り返りを

踏まえた評価指標の検討を進めることができた。MSCを援用したことにより、数値指標のみでは把握しにくい実践上の変化や、関係機関との連携の中で生じた変化を記述的に捉えることが可能となり、これらの変化をロジックモデル案に反映するための論点を整理することができた。

第三に、ロジックモデル案の構築を通じて、重層における活動、成果、目指す地域像のつながりを整理することができた。これにより、北九州市における包括的支援体制の評価に向けた基本的な枠組みを示すことができた。今後はロジックモデル案を踏まえながら、各区の実情に即した評価指標を具体的に検討していくことが求められる。

D. 考察

本研究の意義は、重層の実施状況や課題を、単に個別事例や印象として把握するのではなく、評価活動を通じて構造的に整理し、各区における振り返りや改善につなげるための枠組みを提示した点にある。特に、MSCの援用によって、数値化しにくい実践上の重要な変化を把握しうること、またロジックモデルの採用によって、活動と成果の関係を関係者間で共有しやすくなることが示唆された。さらに、評価活動のプロセスおよびロジックモデルの案の構築は、重層の実施計画の策定・見直しに向けて、取り組みの方向性や重点課題を整理するための視座を提供するものとなった。

他方で、本年度の取り組みは八幡東区・八幡西区の実務者を対象とした検討であり、評価指標の具体化も今後の課題として残された。今後は、今回構築したロジックモデル案を他区でも活用しながら、各区の実情に応じた適用可能性や改善点を検証するとともに、ロジックモデルに基づく評価指標の設定に向けた検討を進めていく必要がある。

E. 結論

本研究では、北九州市における包括的支援体制の構築に向け、重層に関する評価活動を実施し、八幡東区・八幡西区における評価ワークショップを通じて、ロジックモデル案を構築した。MSC(Most Significant Change)を援用することで、数値では捉えにくい実践上の重要な変化を把握し、ロジックモデルを用いることで活動・成果・目指す地域像のつながりを整理することができた。今後は、各区においてこのロジックモデル案を活用し、適用可能性や改善点を検証するとともに、ロジックモデルに基づく評価指標の設定に向けた検討を進めていく必要がある。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
分担研究報告書

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の評価枠組みに関する研究

研究分担者 相馬大祐 長野大学 准教授

研究要旨:

包括的な支援体制の整備においては、決まった形は存在せず地域の多様な主体を活かし、それぞれの状況に応じた体制を整備していくことが必要であることが指摘されている。そこで、本研究では「重層的支援体制整備事業」における「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」に着目し、その評価に当たっての枠組みの検討を目的とする。研究方法として、2025年度はB自治体へのインタビュー調査等を実施した。その結果について、2024年度に実施したA自治体の結果と比較分析を行った。

その結果、自治体において相談支援体制は異なるため、「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」が果たす機能によって、件数に相違の出ることが明らかになった。「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」が果たす機能としては、大きく①発見機能、②アセスメント機能に分類され、それぞれの機能を明らかにできる評価視点の必要性がうかがえた。具体的な評価視点としては、①プラン作成数だけでなく、プランを作成していない者も含めた実績数、②ケースの紹介先と終結後の主な支援機関、③終結の実績数を提案した。

A. 研究目的

2020年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備に向けて「重層的支援体制整備事業」が実施されることになった。包括的な支援体制の整備においては、決まった形は存在せず地域の多様な主体を活かし、それぞれの状況に応じた体制を整備していくことが必要であることが指摘されている。しかしながら、市町村によっては、包括的な支援体制の必要性や、体制整備に取り組む目標や成果に関する認識の共有が関係者間で十分に行われず、体制整備に向けた取り組みが進んでいない場合も少なくない。各市町村において、包括的な支援体制の整備が進むためには、各分野の支援機関等が連携して支援にあたることによる効果について見える化し、各市町村が自ら体制整備に向けた取組の評価及び改善に取り組めるようにすることが求められている。

そこで、本研究では「重層的支援体制整備事業」における「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」に着目し、その評価に当たっての枠組みの探求を目的とする。

B. 研究方法

B自治体の「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」の担当者へのインタビュー調査を実施した。そのほかに、実績の報告資料も収集した。また2024年度に実施したA自治体への調査で得たデータも

分析対象とした。

(倫理面への配慮)

本研究は、長野大学倫理審査委員会において、承認を得て実施した(申請番号2024-045)。研究に当たっては、研究実施は強制的ではないこと、いつでも研究中止ができること等を説明し、担当者の同意を得て実施した。

C. 研究結果

1. 実施体制

まず、実施体制を確認すると、A自治体は障害福祉サービスを実施している社会福祉法人に委託し、支援員数は1.5人という体制であった。次に、B自治体は社会福祉協議会に委託しており、地域福祉コーディネーター7人が実施するという体制を取っていた。

2. 取り組みの特徴

A自治体は、ひきこもりのアウトリーチ支援事業が別にあることから、ひきこもり状態の人は主な対象にせず、包括やケアマネが発見したケースや学校からの依頼に対応している。月1回、他の事業も含めてケースの共有を行っていた。

B自治体では、アウトリーチ支援員1人分の人件費を地域福祉コーディネーターに案分し、地域の協力者からの発見機能と位置づけ。発見した後は、困窮窓口が対応していた。

D. 考察

A自治体における「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」は、他機関や他事業での継続的支援を行うためのアセスメント等を目的に行っていると考えられた。

一方、B自治体はアウトリーチ支援員の人件費を地域福祉コーディネーターに案分しており、地域の協力者が「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」を発見することに目的が置かれていると考えられた。

永田は、重層的支援体制整備事業のねらいとして、「分野の重なっている部分(重層的な部分)における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとする」と述べている(永田2022)。この点を踏まえると、A自治体の「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」は、多様な事例のアセスメント等の役割を果たしていると考えられる。一方、B自治体の「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」は、多様な事例を発見する役割を果たしていると考えられる。

以上の結果を踏まえると、「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」には大きく2つの機能を有していることから、その評価のためには、プラン作成数だけでなく、プランを作成していない者も含めた実人数の把握や、入り口としての相談経路、また出口としての終結の主な支援機関、終結の実績を把握する必要性がうかがえた。

E. 結論

「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」には大きく2つの機能を有していることから、①プラン作成数だけでなく、プランを作成していない者も含めた実績数、②ケースの紹介先と終結後の主な支援機関、③終結の実績数が評価の枠組みとして必要であることがうかがえた。

文献

永田祐(2022)「重層的支援体制整備事業の体制整備について」令和4年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 基礎編 資料。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

日本地域福祉学会第 39 回大会(兵庫大会)「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の評価枠組みの探求」

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

別添 5

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
清水潤子	第6章6 価値に根差した協働型令和版地区社協構想づくり	大橋謙策監修，上野谷加代子・南友二郎編著	自治公民館と社会福祉協議会が綾なす地域福祉実践―都城市社会福祉協議会の挑戦―	ミネルヴァ書房	京都	2026	印刷中

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
清水潤平・松本道也・清水潤子	多職種協働型による包括的な支援体制の評価実践―高島市における重層的支援体制整備事業を活用した多職種連携の取組を通じて―	地域福祉実践研究	17	印刷中	2026
榊原美樹・大口達也・大野賀政昭・黒川文子・清水潤子・川村岳人・相馬大祐・永田祐	市町村福祉行政における包括的な支援体制の整備に関する評価モデルの構築	社会福祉学	印刷中		2026

学会発表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	発表日時
相馬大祐	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の評価枠組みの探求	日本地域福祉学会，第 39 回年次大会			2025.6.28
清水潤子・清水潤平・松本道也・永田祐	多職種協働型による包括的な支援体制整備の評価枠組みの構築―高島市における実践と評価のプロセス活用の実際―	日本地域福祉学会，第 39 回大会			2025.6.29

大冢賀政昭・黒川文子・榊原美樹・清水潤子・川村 岳人・相馬大祐・永田祐.	全国調査データを用いた重層的支援体制整備事業の実施プロセスの特徴(1)－市町村の規模や実施体制との関連性－.	日本地域福祉学会, 第 39 回 年次大会			2025.6.28
黒川文子・大冢賀政昭・榊原美樹・清水潤子・川村岳人・相馬大祐・永田祐.	全国調査データを用いた重層的支援体制整備事業の実施プロセスの特徴(2)－5 事業間の関連性の検討－.	日本地域福祉学会, 第 39 回 年次大会			2025.6.28
大冢賀政昭.	包括的な支援体制の整備の推進とソーシャルワークにおける実践評価.	日本社会福祉学会第 73 回 秋季大会			2025.10.5
榊原美樹・大口達也・大冢賀政昭・黒川文子・清水潤子・川村岳人・相馬大祐・永田祐.	市町村福祉行政における包括的な支援体制の整備に関する評価モデルの構築－指標の因子構造とパス解析による関連性の検証から－.	日本社会福祉学会第 73 回 秋季大会			2025.10.5

別添6 厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告

令和8年5月29日

厚生労働大臣 殿

機関名 同志社大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 小原 克博

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究

3. 研究者名 （所属部署・職名） 社会学部・教授

（氏名・フリガナ） 永田 祐（ナガタ ユウ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
		審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：）	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由：）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関：）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由：）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容：）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 8 年 3 月 31 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立保健医療科学院

所属研究機関長 職 名 院長

氏 名 浅沼 一成

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医療・福祉サービス研究部・上席主任研究官

(氏名・フリガナ) 大夢賀 政昭・オオタガ マサアキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	国立保健医療科学院	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 立教大学

所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 西原 廉太

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 立教大学 コミュニティ福祉学部 准教授
(氏名・フリガナ) 川村 岳人 (カワムラ ガクト)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 明治学院大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 今尾 真

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 社会学部・教授

(氏名・フリガナ) 榎原 美樹 (サカキバラ ミキ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 4 月 3 日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 武蔵野大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 小西 聖子

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 人間科学部 社会福祉学科 講師

(氏名・フリガナ) 清水 潤子・シミズ ジュンコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☐	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 愛知淑徳大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 五島 幸一

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 福祉貢献学部・教授

(氏名・フリガナ) 黒川 文子・クロカワ アヤコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和8年 4月 6日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 公立大学法人長野大学

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 平井 利博

次の職員の令和7年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

2. 研究課題名 市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 長野大学 社会福祉学部 准教授

(氏名・フリガナ) 相馬 大祐 (ソウマ ダイスケ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：長野大学における人を対象とする研究に関する倫理要綱)	☒ 有 ☐ 無	☒	長野大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程	☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。